

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社北明（所在地 石川県金沢市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年11月8日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社北明	石川県金沢市大場町東57

2. 指名停止措置期間： 令和4年11月8日～令和5年2月7日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和4年7月25日に開札した、北陸地方整備局金沢営繕事務所発注の「穴水宿舎（22）外壁改修工事」の落札者となり、8月9日に契約を締結したが、配置予定技術者を当該工事に配置できないことを理由に、同日、発注者から契約を解除された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内